○国土交通省告示第九百八十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年九月二十九日

国土交通大臣　前田　武志

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1135	結露の発生を防止する対策に関する基準に代わる構造方法に応じて評価する方法	5－1　省エネルギー対策等級	旭化成ホームズ株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目24番1号	平成23年9月14日

○関東地方整備局告示第三百七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十九日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　敷地の幅員　延長

市川市平田二丁目二〇五番五四から同市平田二丁目二〇五番四七まで　前　七一・二八～七七・九〇メートル　〇・〇四〇キロメートル

後　七一・二八～七九・二九メートル　〇・〇四〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第三百七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十九日

関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百九十八号　市川市平田二丁目二〇五番三三から同市平田二丁目一九四番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年九月二十九日

○中部地方整備局告示第二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十九日

中部地方整備局長　足立　敏之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三百一号　名古屋市天白区中平三丁目一〇四番二から同市緑区黒沢台四丁目一一一番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

〃　名古屋市緑区有松南一〇一番一から同市緑区大高町字助治根山一番三九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　〃

供用開始の期日　平成二十三年九月二十九日

○中国地方整備局告示第百六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十九日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号及び九号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　敷地の幅員　延長

下関市清末東町四丁目四一七番四から同市千鳥浜町一七一六番一まで　前　二一・五〇～五七・〇〇メートル　一・六七七キロメートル

後　二一・五〇～五一・五〇メートル　一・六七七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十九日

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二号及び九号　下関市清末東町二丁目四三五番一から同市亀浜町一八〇二番九まで　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年九月二十九日

○中国地方整備局告示第百六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十九日

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二　号　周南市大字戸田字八反田二七二九番二から同市大字戸田字八反田西二七五〇番一まで　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年九月二十九日

○中国地方整備局告示第百六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十九日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　敷地の幅員　延長

山口市小郡下郷字中領二九三番四から同市小郡下郷字下開作二三二五番一まで　前　二五・〇〇～七二・〇〇メートル　二・二四一キロメートル

後　二五・〇〇～七二・〇〇メートル　二・二四一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所